

別紙 8 (第 49 条、第 67 条関係)

サービス対価について

1 サービス対価の構成

甲が乙に支払うサービス対価は以下のとおり構成される。

- ア 施設購入費：本件建設施設の建設等に係る施設整備業務の対価に相当する費用(うち取引に係る消費税及び地方消費税は施設購入費から割賦金利を差し引いた金額に105分の5を乗じた額)
- イ 維持管理費：本件管理施設の維持管理業務の対価に相当する費用(うち取引に係る消費税及び地方消費税は維持管理費に105分の5を乗じた額)

サービス対価の構成一覧表

区分	項目	該当する業務等
ア 施設購入費	施設整備費相当	・調査業務 ・設計業務(国庫補助金申請書類等の作成支援並びに建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務を含む。) ・建設業務
	割賦金利	・施設整備費相当の割賦支払にて生じる金利
イ 維持管理費		・維持管理業務(駐車場管理業務を除く。)

2 各費用の算定方法

ア 施設購入費

(ア)施設整備費相当

上記の「サービス対価の構成一覧表」において施設整備費相当として定める業務の対価に相当する費用とする。

a 一時払金

期エリア及び 期エリアの本件建設施設のそれぞれの引渡し完了後、それぞれの施設整備費相当の2分の1の金額を支払う。

b 分割払金

期エリアの本件建設施設引渡し完了後、施設整備費相当から一時払金を差し引いた金額(元金)及び割賦支払に必要な割賦金利を、平成40年3月末まで半年ごとに元利均等で支払う。

(イ)割賦金利

施設整備費相当の分割払に必要な割賦金利を支払う。基準金利及びスプレッドは以下のとおりとする。

a 基準金利

契約成立日の2営業日前の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)として、テレレート17143頁に表示される6ヶ月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレートとする。なお、提案書提出時に使用する基準金利は、平成16年12月1日を契約成立日と仮定して設定するものとする。

b スプレッド

乙が入札時に提出した提案書に記載した率とする。

イ 維持管理費

上記の「サービス対価の構成一覧表」において維持管理業務の対価に相当する費用とする。

- ・ 期エリアの維持管理業務開始後、平成17年9月末までの業務を第1回とし、平成40年3月末まで、半年ごとに計46回にわたり、5月と11月に支払う。
- ・ 各回の支払額は 期、 期、 期エリアそれぞれの維持管理業務開始後、それぞれの維持管理費を各回、平準化して支払う。 期エリアの維持管理業務開始後は総額して均等額となる。
- ・ 11月支払の対象期間は当該年度の4月から9月まで、5月支払の対象期間は前事業年度の10月から3月までとする。
- ・ ただし、各期エリアにおける初回の支払額については、各期エリアの維持管理業務開始の日から当該日の属する対象期間の最終日までの日数に応じて日割り計算を行う。

3 サービス対価の支払方法

サービス対価は、原則として以下のとおり支払うものとする。

(1)支払手続

ア 施設購入費

(ア)一時払金

- ・ 乙は、本件建設施設引渡し完了後、速やかに甲に対して請求書を提出する。
- ・ 甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払う。

(イ)分割払金

- ・ 乙は、毎年4月及び10月の各1日以降、速やかに甲に対して請求書を提出する。
- ・ 甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払う。

イ 維持管理費

- ・ 甲は、定期的に業績監視を実施し、要求水準書等に適合した履行がなされていることを確認した上で支払う。
- ・ 乙は、甲に対して、翌月5日まで（上半期報告書については10月10日、業務年報については4月10日まで）に業務報告書（別紙10に定める。以下同じ。）を提出する。
- ・ 甲は、業務報告書の提出を受けた後、遅滞なく業績監視を行う。
- ・ 甲は、業務報告書提出日から10日以内に、乙に対し、業績監視の結果を通知する。また、甲は、各対象期間の最後（3月、9月）の業務報告書を受領した後10日以内に、当該月の業績監視の結果を通知すると同時に、6ヶ月分の罰則点の合計を計算し、乙に支払額を通知する。
- ・ 乙は、判明した支払額を集計し、速やかに甲に対して請求書を提出する。
- ・ 甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払う。

(2)減額措置及び支払留保

ア 減額措置

維持管理費については、業績監視の結果に応じ、別紙10に定めるところにより、サービス対価の支払額を減額する。

イ 支払留保

業績監視の結果、維持管理費の減額値が支払額の上限に達した場合は、施設購入費の支払を留保することがある。この場合において、当該留保に係る期間中の遅延利息は支払われない。なお、支払を留保された施設購入費は、甲が要求水準未達成の回復を確認した時点で支払われる。ただし、要求水準未達成のまま本契約が解除された場合は、本契約第74条第4項に従って支払われる。

4 サービス対価の改定

(1) 施設購入費

基準金利の変動を勘案し、以下の方法により見直しを行う。

ア 改定時期

- ・平成30年4月1日から事業期間終了時までの期間について基準金利の変動を反映した改定を行う。
- ・平成30年10月1日以降に支払われる施設購入費に反映させる。

イ 改定後の基準金利

平成30年4月1日の2営業日前の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)として、テレレート17143頁に表示される6ヶ月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレートとする。

(2) 維持管理費

毎事業年度、物価変動を勘案し、以下の方法により見直しを行う。

ア 改定の方法

イの条件に該当する場合に維持管理費の改定を行い、翌事業年度の11月以降の維持管理費の支払に反映させる。改定する場合は、ウの算定式に従って各年度の維持管理費を確定する。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

イ 改定の条件

毎年の8月次の「物価指数月報」(日本銀行調査統計局)における「企業向けサービス価格指数 建物サービス」が前回の改定時と比べて3ポイント以上変動した場合に維持管理費の改定を行う。ただし、初回の改定は、平成17年8月次の指数に対して毎年の指数が3ポイント以上変動した場合に改定を行う。

ウ 計算方法

(ア) 初回改定時の計算方法

$$P_t = P_{t-1} \times \text{CSPI}_{t-1} / \text{CSPI}_{17}$$

P_t : t年度のサービス対価のうち維持管理費

CSPI_t : t年度8月次の「物価指数月報」(日本銀行調査統計局)における「企業向けサービス価格指数 建物サービス」

CSPI_{17} : 平成17年8月次の「物価指数月報」(日本銀行調査統計局)における「企業向けサービス価格指数 建物サービス」

(イ) 2回目以降の改定時の計算方法

$$P_t = P_{t-1} \times \text{CSPI}_{t-1} / \text{CSPI}_n$$

P_t : t年度のサービス対価のうち維持管理費

CSPI_t : t年度8月次の「物価指数月報」(日本銀行調査統計局)における「企業向けサービス価格指数 建物サービス」

CSPI_n : 前回改定時8月次の「物価指数月報」(日本銀行調査統計局)における「企業向けサービス価格指数 建物サービス」

5 サービス対価の金額及び金額の内訳

ア 施設購入費

(ア) 施設整備費相当

元金 金 円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税 金 円)

(イ) 割賦金利

基準金利 % + 提案スプレッド %により算定した金額

支払時期	支払総額
期エリア施設引渡し時	金 円(期エリア施設整備費相当の50%)
期エリア施設引渡し時	金 円(期エリア施設整備費相当の50%)
平成20年度 ~ 平成39年度	元金 金 円 割賦金利 基準金利 % + 提案スプレッド %により算定した金額

イ 維持管理費に係る費用

金 円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税 金 円)

対象期間	支払総額
平成17年 8月 1日 ~ 平成40年 3月31日	金 円(期エリア維持管理費)(1)
平成18年12月 1日 ~ 平成40年 3月31日	金 円(期エリア維持管理費)(2)
平成20年 4月 1日 ~ 平成40年 3月31日	金 円(期エリア維持管理費)(3)

- 1 期間中の支払回数は46回とし、初回の支払額は日割り計算を行う。
第2回~第46回の支払額は残額の45分の1とする。
- 2 期間中の支払回数は43回とし、初回の支払額は日割り計算を行う。
第2回~第43回の支払額は残額の42分の1とする。
- 3 期間中の支払回数は40回とし、初回の支払額は日割り計算を行う。
第2回~第40回の支払額は39分の1とする。

(注) 平成19年度以降の支払額は前年度の支払額に、上記「4 サービス対価の改定」の(2)の改定率を乗じて得られる額とする。